

のため、生徒理解を的確にし効果的な教育相談をするよう、その機会方法について一層充実した研修を進める。

- ② 学校における指導体制を再検討し、現実の諸問題に対応できるよう生徒指導計画の整備に努める。
- ③ 教師と生徒及び生徒相互の理解を深め、望ましい人間関係に基づく指導が促進されるようにする。
- ⑥ 指導行政における体制の整備に努め、学校における生徒指導主事の活動を援助し、適切な指導助言に当たれるようにする。

(6) 進路指導

- ① 進路指導計画の整備改善に努め、3か年の継続した指導によって効果をあげるようにする。
- ② 進路指導の方法等についての研修を充実し、指導力の向上を図る。

(7) 指導体制

中学校教職員の研修については、その規模の現状維持を図り、新採用教職員研修を起点としてその後の教職員歴のある時点ごとに、すべての教職員に等しく行きわたる研修を設定し、その体系化を推進する。一方、教育庁各課、県教育センターの教職員研修における役割分担を明確にし、それぞれの行う研修を相互に関連づけ、一貫性をもたせ、研修の効率化を図る。

また、本庁各課、教育事務所並びに教育センターを含め、全県的視野に立って、教科及び専門性を考慮し、指導主事の適正配置に努め、適正な指導行政を更に推進する。